



2019年5月13日

各 位

会 社 名 福 山 通 運 株 式 会 社
代 表 者 名 取 締 役 社 長 執 行 役 員 小 丸 成 洋
(コード番号 9075 東証第1部)
問 合 せ 先 専 務 執 行 役 員 江 藤 洋
(TEL 084-924-2000)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2019年6月19日開催予定の第71回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

当社は、機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案のとおり定款第50条（剰余金の配当等の決定機関）及び第51条（剰余金の配当の基準日）を新設するものであります。また、現行定款第52条（期末配当金等の除斥期間）について所要の変更を行うとともに、内容が重複する現行定款第50条（期末配当金）及び第51条（中間配当金）を削除するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章～第6章 第1条～第48条 (条文省略)	第1章～第6章 第1条～第48条 (現行どおり)
第7章 計 算 (事業年度) 第49条 (条文省略)	第7章 計 算 (事業年度) 第49条 (現行どおり)
(新設)	<u>第50条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p><u>(期末配当金)</u> 第 50 条 当社は株主総会の決議によって <u>毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載 または記録された株主または登録株式 質権者に対し金銭による剰余金の配当 (以下「期末配当金」という。)を支払 う。</u></p> <p><u>(中間配当金)</u> 第 51 条 当社は、取締役会の決議によって、 <u>毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載 または記録された株主または登録株式 質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項 に定める剰余金の配当 (以下「中間配 当金」という。)をすることができる。</u></p> <p><u>(期末配当金等の除斥期間)</u> 第 52 条 期末配当金および中間配当金が支 払開始の日から満 3 年を経過しても 受領されないときは、当社はその支 払の義務を免れる。 2. 未払の期末配当金および中間配当金 には利息をつけない。</p>	<p><u>(剰余金の配当の基準日)</u> 第 51 条 当社の期末配当の基準日は、 <u>毎年 3 月 31 日とする。</u> 2. 当社の中間配当の基準日は、 <u>毎年 9 月 30 日とする。</u> 3. 前 2 項のほか、基準日を定めて <u>剰余金の配当をすることができ る。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p><u>(配当金の除斥期間)</u> 第 52 条 配当財産が金銭である場合は、そ <u>の支払開始の日から満 3 年を経過 しても受領されないときは、当社は はその支払の義務を免れる。</u> 2. 未払の配当金には利息をつけな い。</p>

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 2019年6月19日(水曜日)

定款変更の効力発生日 2019年6月19日(水曜日)

以 上